


マイナンバーカードの取得・公金受取口座の登録をして、 マイナポイントを受け取ろう！

最大2万ポイント（2万円分）もらえる「**マイナポイント第2弾**」*の申込・ポイント獲得にマイナンバーカードの取得・公金受取口座の登録が必要です。

※下記②③の各7,500円相当のポイントは、**6月30日**から申込開始です。

マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードが必要です。

マイナポイント第2弾対象者	ポイント付与数	付与方式	ポイントの申込期間	ポイントの対象となるカード申請期限
①マイナンバーカード新規取得者等 ※マイナンバーカードの既取得者のうち、マイナポイント第1弾の未申込者を含む。	最大 5,000 円相当	20,000円のチャージ又はお買い物に対し、最大5,000円相当のポイント付与	令和4年1月 ～令和5年2月末	令和4年 9月末 
②健康保険証利用申込 ※既登録者及び利用申込みを行った者を含む。	7,500 円相当	直接付与方式（チャージ又はお買い物は不要）	令和4年 6月30日 ～令和5年2月末	
③公金受取口座登録	7,500 円相当			

マイナポイント第2弾の申込方法等について、詳しくは、「マイナポイント事業」で検索を

▶ マイナンバーカードをまだお持ちでない方

- ・まだマイナンバーカードを申請されていない方には、令和4年7月頃から「QRコード付マイナンバーカード交付申請書」を順次お手元に郵送しますので、そちらを使ってスマートフォン、パソコン、証明用写真機、郵送のいずれかの方法で簡単に申請することができます。
- ・なお、以前にお送りしたQRコード付きの交付申請書がある方は、その申請書に記載されたQRコードを読み込むとすぐにマイナンバーカードの申請ができます。
マイナンバーカードの申請方法について、詳しくはこちらから
<https://mynumbercard.soumu.go.jp/>「そろそろ、あなたもマイナンバーカード」で検索を

▶ 公金受取口座登録がお済みでない方

【スマートフォン・パソコンから登録を行う】※マイナンバーカードが必要です。

- ・マイナポイント付与の対象となる公金受取口座の登録が、マイナポータルからすぐに行えます。
- ・公金受取口座の登録を行っておけば、6月30日から開始のポイント申込後すぐにマイナポイントがもらえます。

公金受取口座登録制度の詳細について、詳しくはこちらから

https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/「公金受取口座」で検索を

◆公金受取口座登録及びマイナポイントをスマートフォンから申込まれる方

「公金受取口座登録」はこちら



「マイナポイント」はこちら



◆パソコンから申込まれる方（カードリーダーが必要です）

「マイナポータル」、「マイナポイント 申込サイト」で検索！

お問合せ（マイナンバー総合フリーダイヤル）0120-95-0178

音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。
マイナンバーカード：1番 マイナポイント：5番 公金受取口座登録制度：6番

マイナンバーカードの取得・公金受取口座の登録は、今回の給付金の受取要件ではありません。